

令和元年6月XX日
若年者への消費者教育の推進に関する
4省庁関係局長連絡会議申合せ

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」進捗状況
(2018年度【平成30年度】末時点)(案)

1 高等学校等における消費者教育の推進

(1) 学習指導要領の徹底【文部科学省】

現行学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実。

新学習指導要領においても消費者教育の内容の更なる充実が図られており、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新しい小・中・高等学校学習指導要領の趣旨の徹底を図った。

2019年度以降においても引き続き学習指導要領の趣旨の徹底を図っていく。

民法の成年年齢引下げを踏まえ、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前の第1学年及び第2学年のうちに家庭科の消費生活に関わる内容を学習することになるよう高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正を行ったことから、このことについても併せて引き続き周知を図る。

(2) 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

消費者庁で平成28年度に消費者教育教材「社会への扉」を作成した。平成29年度は、徳島県の全高等学校等(56校、6900人)で「社会への扉」を活用した授業を実施し、活用事例集を作成・公表した。

平成30年度は、全国で同様の授業を実施することを目指して、全都道府県への働き掛けを行った(全国での授業実施実績は集計中)。

令和元年度は、43道府県で「社会への扉」などの消費者教育教材の活用の意向を示している。【消費者庁】

全国の教育委員会関係者や校長、教員等が集まる会議、研修等において、「社会への扉」を周知し、活用の推進を図った。【文部科学省】

法務省では、教育関係者、法曹関係者等で構成する法教育推進協議会及び教材作成部会において、発達段階に応じた法教育教材を作成している。法教育教材では、消費活動の前提となる私法の基本的な考え方についても取り上げており、例えば、高校生向け法教育教材においては、「私法と契約」の項目を設け、消費者保護にも触れるなど、消費者教育の観点をも踏まえた内容としている。その他にも小学生向け、中学生向けの法教育教材をそれぞれ作成しており、これらの教材を平成30年度から順次、全国の小中学校、高校、教育委員会、社会科・公民科の教職課程を有する大学の学部、教員研修施設、都道府県の消費者行政担当等に配布している。

また、これらの教材を利用した法教育の実施について教員研修での講義を行っているほか、

令和元年度は、教員向けの法教育セミナーの実施や、法教育授業の実践内容をモデル授業例として公開することも予定している。

これらの取組等を通じて、学校現場における実践的な消費者教育の推進を図っている。

【法務省】

(3) 実務経験者の学校教育現場での活用

「学校における消費者教育の充実について」（平成28年4月28日消費者教育推進会議提案）等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載。

「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月）において、消費者教育コーディネーターの役割等が提示された。

また、地域における消費者教育の充実に向けた多様な主体の連携体制の構築のため、平成31年1月の消費者教育推進会議において「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の立上げを決定し、同年2月から同分科会を開催している。この中で、消費者教育コーディネーターの役割や、育成・配置の促進の方策について、実際の地方公共団体における事例を踏まえつつ検討を実施している。同分科会は、平成31年7月に取りまとめることを予定している。【消費者庁】

外部の専門家等を活用した授業モデルの成果普及による実務経験者の学校教育現場での活用の推進を図る。【文部科学省】

(4) 教員の養成・研修 (P)

若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行い（平成30年6月取りまとめ）、消費者教育推進会議での報告・意見聴取を踏まえ、今後の取組方針を決定（アクションプログラム別紙）。これを踏まえ、独立行政法人国民生活センターにおいて、令和元年度に教員の免許状更新講習を実施する大学への協力を行うことを決定した（講習のカリキュラム作成や講師の選定、講習の実施における協力や、講義への講師としての出講）。【消費者庁】

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の改訂内容（教育課程における消費者教育の内容の充実等）の周知・啓発を図る。【文部科学省】

2 大学等における消費者教育の推進

(1) 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携の支援を含め、地域における消費者教育の充実に向けた多様な主体の連携体制の構築のため、平成31年1月の消費者教育推進会議において「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の立上げを決定し、同年2月から同分科会を開催している。

また、この推進会議においては、平成28年度消費者教育に関する取組状況調査（文部科学省実施）を基に作成した、消費生活センター等の他機関との連携により実施している大学

等における講義・ゼミでの消費者教育の事例に関する資料を提示し、その後、消費者庁ウェブサイトにて公表することにより、情報を提供している。【消費者庁】

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有を実施しており、全ての大学の学生に対するガイダンス等での指導・啓発の推進を図る。【文部科学省】

- (2) 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座を実施する
大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携の支援を含め、地域における消費者教育の充実に向けた多様な主体の連携体制の構築のため、平成31年1月の消費者教育推進会議において「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の立上げを決定し、同年2月から同分科会を開催している。

なお、平成30年度地方消費者行政の現況調査の結果によると、都道府県・政令市における消費者教育・啓発事業として実施した、大学等を対象とする出前講座は、〇件。(P)

- (3) 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及

金融庁・財務局職員による、大学を含む学校向けの出張授業を抜本的に拡充し、金融リテラシーに係る講義を実施した。

金融庁や、金融広報中央委員会等の関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」を策定した。

3 その他

- (1) 消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置

「消費者教育推進計画」は47都道府県、18政令市で策定済。「消費者教育推進地域協議会」は47都道府県、18政令市で設置済。

- (2) 大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し

平成22年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を見直し、改訂した。(平成30年7月公表)

平成22年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を改訂し、全国の大学等及び教育委員会へ周知を図っており、全ての大学の学生に対するガイダンス等での指導・啓発を図る。